

都留市史

資料編 近世 II

三二ヶ堰

五五二 井倉村太郎左衛門へ用水普請相頼むにつき小形山村六郎兵
衛等連印証文 安永八年(一七九)三月

連印証文之事

此度村方用水田水願之儀ニ付、連印ヲ以其元へ相頼候上は、御普
請中は不申及、御益金并横合より六ヶ鋪儀出来候共、右連印之者
ニテ引請、其元へ御苦勞懸申間鋪候、然ル上連印之者共内談致し
候事、決て他言仕間鋪候、為後日之連印証文、仍て如件

安永八年
亥三月

六郎兵衛印

同所

六左衛門印

同所

太左衛門印

同所

忠兵衛印

同所

太兵衛印

同所

井倉村

太郎左衛門殿

(井倉 小林金一家文書 水利・土木)

【解説】この史料は、小形山村六郎兵衛等が井倉村の太郎左衛門に、村の用水普請を願ったときの連印証文である。次に掲載する史料から明らかのように、この用水普請は新田の開発を伴うものであった。

五五三 川茂・小形山両村用水畠成普請熟談につき小形山村名主・年寄連印証文

安永八年(一七五九)三月

熟談証文之事

此度川茂・小形山両村用水畠成願上申度、其元相頼 御上様へ願上候、路用等之儀は、両村方六ヶ年鍼下貴殿へ御取立可被成候、尤内金子百五拾両は、村方自普請入用金ニ指置、残て四ヶ年分は、両村方右熟談仕候世話人五分請取、残て五分は其元方へ御請取被成候等ニ熟談仕、連印証文指出申所、仍て如件

安永八年

亥三月

小形山村
名主

六郎兵衛

同所

年寄

六郎左衛門

同所

忠兵衛印

同所

忠兵衛印

同所

太兵衛印

同所

太兵衛印

同所

太兵衛印

同所

太兵衛印

同所

太兵衛印

年寄

六郎左衛門

同所

忠兵衛印

同所

太兵衛印

【解説】川茂・小形山両村では、畠を田にするため用水を開削する

ことにした。その工事を井倉村太郎左衛門に依頼するに当たって、事前に取り決められた収益金の分配見積りがこの史料である。

五五四 井倉村太郎左衛門等より畠田成につき水口岩切抜入用金押借願書

安永八年(一七五九)六月

〔第2号〕

乍恐以書付奉願上候

〔端裏書〕

安永八亥」

一甲州郡内領小形山・川茂両村之儀は、御田地畠高多、外村方と違早魃之年は、少々之沢田煙作仕付、御成箇之儀も引方不被仰付、農業渡世可仕様無御座、其上用水等も桂川流ラ汲、村方より六丁も用水隔、家内七八人暮候者は、老人水汲ニ掛ケ數年難義仕候、此段御支配御代官様御賢察被下置、去成年用水田木之場所御見分被下置候得共、御入用至て相掛り候得は、私畠成リヨ以永々御益百兩宛差上手普請ニ可仕候、願之通り被仰付被下置候ハ、右田成り御積り以願人方へ通水後拾五年、田成り被下置御拵借御返納仕候様奉願上候、御慈悲ヲ以被仰付被下置候ハ、困窮之百姓御救被下、難有仕合ニ奉存候、御普請被仰付被下置候様偏ニ奉願上候、以上

郡内領井倉村願人

太郎左衛門印

井倉村落合

太郎左衛門印

太郎左衛門

付、当村地所之儀は小形山村地所と入交り御座候処、水揚り御田中へ、御恨ヶ間敷義少も申上間敷候、仍之双方承知印形差出シ申地ニ相成候ニ差障り有之候哉、相糺候様被仰付候処、私共承知仕畠田成ニ相成、或□御益増金相懸り、末々ニ至り困窮ニ相成候共、双方承知仕連印書付差上候上へ、子々孫々ニ至るも村役人衆廻、如斯ニ御座候、以上

彦之	太郎	半藏	五郎右衛門
和三	太郎	要八	甚右衛門
彦之	太郎	利右衛門	弥平治
和三	太郎	五右衛門	仁右衛門
彦之	太郎	文左衛門	利右衛門
和三	太郎	文右衛門	文右衛門
彦之	太郎	藤左衛門	繩左衛門
和三	太郎	由右衛門	重郎兵衛
彦之	太郎	伊助	長右衛門
和三	太郎	庄五郎	又右衛門
彦之	太郎	利兵衛	忠藏
和三	太郎	彦次右衛門	佐五右衛門
彦之	太郎	平之丞	佐五右衛門
和三	太郎	所右衛門	久右衛門
彦之	太郎	勘左衛門	久左衛門
和三	太郎	利右衛門	七兵衛
彦之	太郎	治兵衛	治兵衛
和三	太郎	西光寺	伊兵衛
彦之	太郎	治兵衛	幸右衛門
和三	太郎	大炊左衛門	わゆ
彦之	太郎	孫四郎	しめ五郎
和三	太郎	忠兵衛	作右衛門

村役人衆中	藤 蔵	善 八
	五治右衛門	七
孫	大炊左衛門	七
惣右衛門	源右衛門	七
武平治	直右衛門	七
源内	宇右衛門	七
儀左衛門	源兵衛	七
忠右衛門	次郎左衛門	七
藏	忠右衛門	七
太右衛門	太右衛門	七
清	清	七
助	助	七
儀兵衛	儀兵衛	七

【解説】 小形山村と川茂村の両村にかかる用水は、一般に「二ヶ堰」と呼ばれている。この史料は、川茂村が二ヶ堰の開発に異存のないことを表明したものである。

五五八 井倉村太郎左衛門より川茂・小形山村分内用水路御普請吟
味願書 安永九年(一七二〇)一〇月

〔第一回〕 九 工事発願書類

一 甲州都留郡川茂村・小形山村分内用水路御普請之儀、先達てより

右場所平地と違、嶮岨山根通、殊ニ五町余之所穴堀抜候事故、諸式掛り多候得共、先達て一通り御入用御金高奉申上候儀ニ付、今更御金高相増申上候は奉恐人候故、先願御金高を以早速御普請被仰付候様、度々奉願上候得共、其内御檢見先井御年貢御取立時節ニ龍成、御吟味段々御延引ニ相成候、何卒前段願之趣被為聞召分、此度御直御見分被成下、右願之通早速御吟味被為仰付被下置候様何分奉願上候、左候得は早々取掛、来春迄ニ御普請相仕立、來丑年より田方出来仕候様仕度候御事、且又先達て御支配役所へ別紙願書ニ奉申上候は、御普請御入用金之儀ハ、金八百両被下置候ハ、御普請御仕様帳通丈夫ニ相仕立、御年季中ハ大破・小破共私自普請ニ仕、用水少も差支無之様可仕旨申上置候御事、右

汲上、又は山沢より涌出候水を堤香水ニ仕候故、万一出火等有之候節も相防キ可申手段無之、連々大勢之百姓難儀困窮仕罷在候ニ付、先年より漬居候用水路取立、用水引取候様仕度貯、両村一同御案内仕、場所逸々御糺奉請、町歩等御改築絵図被仰付、其上両村差障り之有無御糺被下候処、何ニても一向差障無之、両村共承知得心仕候ニ付、猶又右用水路御普請仕立方下自論見被仰付候間得と勘弁仕、乍恐御入用諸色可成丈減少仕積立候処、一躰右場所平地と達、嶮岨山根通、殊ニ五町余之所穴堀抜候事故、諸式掛り多候得共、先達て一通り御入用御金高奉申上候儀ニ付、今

願之趣御聞済被成下、早速御吟味被為 仰付被下置候ハヽ、両村

共大小百姓相助り、行々御百姓相続仕、広太之御救難有仕合奉存

候、依之不顧恐奉願上候御事

右奉願上候通少も相違無御座候、何卒御憐愍を以早速御吟味被為

仰付被下置候ハヽ、重々難有仕合ニ奉存候、以上

安永九

子十月

久保平三郎御代官所

頼人 太郎左衛門

橋爪良助様

(井倉 小林金一家文書 水利・土木四)

【解説】この史料は、太郎左衛門が二ヶ堀の開発の許可を勘定所に願つたものである。工事費は金八〇〇兩と見積られていたことがわかる。

か。

五五九 井倉村太郎左衛門等より川茂・小形山畠田成御普請入用金

請取証文

天明三年(一七八三)三月

覺

一金武百武拾三両也

右ハ川茂・小形山畠田成御普請御入用金之内、書面之通り御金蔵より相渡り候り相渡り候分、御渡シ成被下、難有奉請取候、此上油断不仕、御普請出精仕、相仕立可申候、依之請取証文差上申候、以上

井倉村
頼人 太郎左衛門印

同断 忠兵衛印

久保平三郎様

(井倉 小林金一家文書 水利・土木六)

【解説】二ヶ堀開発資金として天明三年三月に幕府から金二二三両

が下付されていたが、七月になりさらに金一〇〇両が下付されたこととがこの史料からわかる。

一川茂・小形山畠田成用水路掘抜穴の模様替え御免下された

きにつき両村役人願書

天明三年(一七八三)一〇月

(堀裏書)

改九号

乍恐書付を以奉

上候

五通

二十五号之内

乍恐書付を以奉

上候

候處、掘抜穴之義、願人太郎左衛門もよう替之義御願奉申上候ニ付、御支配様より両村御呼出し被遊、もよう替之儀被仰聞候處、右両村小百姓相談仕奉申上候義は、又候比度もよう替仕候ては、畠田成之場所多分ニ減、水のり悪敷、尚又御冥加金相掛り候場所、格別ニ減候ニ付、此度之もよう替之義は、何分御免被成下置候様奉願上候、何卒右御目録見通御座候ハヽ、難有仕合奉存候、前書奉申上候通、もよう替之義、何分御免被成下、先達て取極り候通り被仰付被下置候ハヽ、両村百姓難有仕合奉存候、以上

か。

乍恐書付を以奉願上候

天明三年(一七八三)一〇月

(堀裏書)

きにつき両村役人願書

天明三年(一七八三)一〇月

乍恐書付を以奉願上候

天明四年(一七八四)二月

天野重威控

乍恐書付を以奉願上候

天明四年(一七八四)二月

(堀裏書)

きにつき両村役人願書

天明四年(一七八四)二月

天野重威控

旨被仰聞、願書御取置不被下置、依之御普請差支ニ罷成候ニ付、相成べく丈ハ自分に金子他借仕り、相仕立候処、去る卯年よりハ郡中至て凶作にて、米・雜穀甚た高直に付、人足穴掘等扶持米代賃夥しく相掛り、其上郡内領之義、平年にても郡中にて出来候米ハ給足り不申、諸国より買入給統候駄之処、去年より至て凶作故、米穀郡中一切無之、右悉く他國より買入候に付、人足穴掘等迄前借り頼れ、旁々差支に罷成り、勿論御普請質物として私所持仕候田地所、直段に三割安相場を以て、金子五百八拾両余差上置候へハ、當時相対にて金子才覚仕質物無之、自分金子才覚仕相調ひ不申、御普請差支、依之去る霜月より江戸詰仕、残金御渡し被為下置候様奉願上候、尤も御普請御場所之義、仕立相掛り候處御見分時節相違仕、馬踏太く丈夫に相仕立候所、大方山根通りの分、岩切捨、岩礎之御普請罷成候、其上郡中米直段三斗六升位ならてハ不仕、御入用倍増し余に相懲り、極困窮仕り候、然る処御金渡りの義奉願上候へハ、自分に金子才覚仕、御普請相仕立候旨被為仰付奉畏候、右願上候通り、当年之義ハ郡中至て凶年に付、大小の百姓扶喰米雜穀買入に金子差出し、郡中金子一切無之候、質地を以て少分の金子も相調不申、及飢に、親妻子に別れ、銘々他國へ袖乞に罷出候体之所、當時金子才覚少分之義にても出来不仕、殊に大金の工面一切相調不申、十方暮れ罷在候、一先残金御慈悲を以て御窺、御渡し被下置候へば、当三月中畑田成之場所迄無滞り水引取、御普請御場所相残り候分、分通りを以て質地

る。そこで太郎左衛門が幕府の勘定所に、残金の下付を願つたのがこの史料である。凶作が資金繰りをさらに悪化させていたこともわかる。

御私筋御領申上、御普請差支無之様仕度奉存候、殘金被仰付候様に、乍恐幾重にも奉願上候、以上
天明四辰年二月
願人 太郎左衛門印
甲州郡内領井倉村
御勘定
桜井徳右衛門様
（川茂 天野正之家文書 七）
【解説】二ヶ堰の開発は順調に進んでいるが資金繰りが大変である。そこで太郎左衛門が幕府の勘定所に、残金の下付を願つたのがこの史料である。凶作が資金繰りをさらに悪化させていたこともわかる。

【解説】資金繰りの悪化がこの年も続いていたのであらう。この史料は資金の借用書に証人として印判を押していたと思われる人々一出火等之節、防可申手段無之、連々大勢百姓難儀困窮仕候ニ付、多年来大小百姓評儀仕候処、畑作計ニては鋏四五工ニて作付、粟稗拾四五俵取入、駄足り不申、其上わら延まで買入渡世差支罷成候、御田地ニ右鍬數ニて作候積、糲四五拾俵余計ニ取入、田作之間、粟稗拾式三俵取入可申候、左候時は行々百姓相続仕候、勿論両村ニて願出候ては、百姓渡世ニ差支候ニ付、井倉村太が、工事の順調な進捗を勘定奉行に願つたものである。

五六四 井倉村太郎左衛門より御普請の妨害をなす者の吟味願書
天明六年(一七八六)二月

井

四

五六四 井倉村太郎左衛門より御普請の妨害をなす者の吟味願書
解説 資金織りの悪化がこの年も続いていたのであるが、この史料は資金の借用書に証人として印判を押していたと思われる人々が、工事の順調な進捗を勘定奉行に願ったものである。

字渡場畷之内、井筋掘埋作付仕候事
字法沢尻箱檣長六拾間、御目論見之場所、井筋岩穂ニ仕立候所、
馬踏持チ端子ニテ持セ候木品、長五間位、末口七寸位之木品ニテ
仕立置候所、崩取申候
同所掛桶御目論見之所、寅冬中相仕立候所、卯六月十八日・十九
日大雨水出水ニテ山崩押出、大破仕候ニ付、辰春埋桶ニ仕立替、長
五間、末口六寸位之木ヲ以、埋桶ニ仕立候所、桟台真木等迄薪木
二伐取申候

支配久保平三郎様にて、去ル辰年御普請場所、手もどり仕候ケ所、溝地末出来不仕候場所御改メ、其上太郎左衛門被御召出、御吟味成シ被下候得共、其砌り御支配様御場所替ニ罷成候故、御普請出来采不仕、難儀至極仕候、何卒御慈悲ヲ以、御普請出来采仕候様、乍恐幾重ニも奉願上候、以上

己十

都留郡小形山村証人惣代

假様に奉願上候處 御普請皆出来無之内、殘金御渡し難被為成候旨被仰聞、願書御取置不被下置、依之御普請差支ニ罷成候ニ付、相成べく丈ハ自分に金子他借仕り、相仕立候處、去る卯年よりハ郡中至て凶作にて、米・雜穀甚た高直に付、人足穴掘等扶持年代相夥しく相掛り、其上郡内領之義、平年にても郡中にて出来候米

御私筋御願申上、御普請差支無之様仕度奉存候、残金被仰付候様に、乍恐幾重にも奉願上候、以上

井路へ水樹ニ仕立候桿貫木切崩、桿柱并ニ真木薪木ニ切取申候
一穴之内明り取真戸巻ヶ所、岩間ニ横真木ニて持セ、立真木ヲ以ふ
さぎ置候場所崩取申候

一同ほた岩間ニ切込ミふさぎ、上へ真木ニて土走り仕立候所、崩取
申候

一同土手台不足之所、岩間ニ横木入、石積仕候場所崩取申候

一同真戸ふた岩間ニほた木掘入、末口八寸位、長三間位、横まセ、
岩間切込、立真木ニ持セ、石積仕候場所崩取申候

一水口土手台桿長四拾間余之所、巻ヶ所にけん切崩申候

一淨泉寺御地内大子堂前、井筋掘渡、見苦鋪無之様ニ切石ヲ以、石
かけ仕候筈ニ熟談仕、模様替仕候ニ付、石切大工相掛、人夫ヲ
以、御地内へはこび、積置候石、川茂村助右衛門自分の土蔵四半
石ニ遣候ニ付、詮議仕、村役人當人へ相届ケ置候、勿論右御普請
之儀ハ、兩村方へ熟談之上願上、御請負仕候ニ付、其儘差出申候

右ヶ條ニ奉申上候通り、井筋掘渡御普請仕立候場所、当月十八日場
所内見仕候もの同道仕候所、井路掘埋作付仕、桿立其外切崩候ニ
付、番之もの附置、当廿日見附出、庄三郎と申もの差押、農道具
取、村役人方へも相届ケ候所、勿論庄三郎老人之仕業ニて有之間鋪
候様ニ乍恐奉存候、只今迄御普請場所御入用之木品、箱桶板等迄夥
鋪盜取候もの有之候得共、相しれ不申候ニ付、其儘差置申候、此節
見付出、無拋奉願上候、御慈悲ヲ以、村役人井村方之者共被御召
出、御糸被下置、御法通りニ被為仰付被下置候様奉願上候、御普請

差支ニ相成極々難儀仕候ニ付、御届ケ奉申上候、何卒御慈悲ヲ以、
御普請出来奉仕候様、乍恐奉願上候、以上

天明六年 午ノ十二月日

川茂村

同所

同所 介右衛門

中井清太夫様

御役所

(川茂 淨泉寺文書 村政・行政二)

【解説】この史料は、工事の妨害をする者の糾明を太郎左衛門が役
所に願つたものである。おそらく小形山・川茂両村のうちには、二
ヶ堰の開発自体に反対する人もいたのだろう。

五五六 川茂・小形山両村方畠田成御普請金引足り申さずにつき井
倉村太郎左衛門願書 寛政元年(一七九)三月

(端裏書)

〔第参考〕

寛政元年

乍恐書付ヲ以奉願上候

寛政元年

乍恐書付奉願上候

寛政元年

一川茂・小形山両村方畠田成用水路、山掘抜御普請被 仰付候
ハ、右村方高之内、御年貢米百武拾七石余、御取増御上納可仕
旨、安永九年松本伊豆守様御役所へ奉願上候処、段々御吟味
之上、御普請役様方御見分有之、基上御勘定橋爪領助様、中村丈
右衛門様御普請御目論見成被下、天明武寅年七月願之通り、御普
請仕候所、巨増倍高直ニ相成、右御普請之儀ハ、扶持米重之御普
請ニテ候間、夥鋪費ニ相成、其上山根通り嶮岨之場所、馬踏太ク
相仕立候ニ付、數度大雨之節、山崩落、土手埋仕立替仕、猶又卯
六月十八日・十九日大雨出水ニテ、山崩押出シ、大破仕候場所、
辰之春中仕立替仕、金子二重ニ相掛り、右御入用ニテ引足不申、
私所持之田畠無残他借ニ代替、其余之處、無拋辰之六月、先御支
配久保平三郎様御役所へ御入用五割増奉願上候ニ付、御吟味之
御見分成被下、御吟味之上、御窓被下置候所、未タ御下知無之候
間、格別之以御慈悲、右之趣再御窓被下置、御普請ニ取掛り、
皆出来仕、田畠成之場所迄無滯水引取候様奉願上候、左候時ハ、
両村方百姓御救ニ相成、私儀も相助り、難有仕合ニ奉存候、以上

一甲州郡留都井倉村德兵衛奉申上候、同國同郡川茂・小形山両村方

畠田成用水路御普請、天明二寅年御積金高七百拾九兩余、願之通
御下知相済、御普請仕立取掛り候處、卯年大凶作ニテ米相場甚高
直ニテ、金壺兩ニ付武斗八升仕、最初御目論見之砌リハ金壺兩ニ
付壺石壺斗余壳買仕候、卯六月十八日・十九日大雨ニテ出水仕、
扶持米重モ之御普請御入用夥敷相掛り、御積金高ニテ引足不申、
私所持之田畠他借ニ代替、御普請仕立致、其余之所無致方、増御
入用奉願上候處、御支配御場所替五度、御替合願捨ニ罷成、無犯
寛政元年 西ノ三月日 太郎左衛門

守屋弥惣右衛門様

井倉村願人

699

不顧恐、十年以前戊年正月廿九日、松越中守様へ御駕訴状奉差上候処、其筋へ可相願旨被仰付、翌晦日久保田佐渡守様御奉行所へ欠込御訴訟奉申上候ニ付、段々御吟味之上、御普請役蓮見嘉藤次様皆川林蔵様御越被下、御見分之上、目論見被仰付候間、積り立奉差上候処、場所ニ引合、御請書被致、御引扱被成候、然ル処子年三月御調ニ付、川茂・小形山両村一同、江川太郎左衛門様江戸御役所へ御呼出、御調有之、右目論見金高五百三拾三両、永四拾六文四分之内、金四百拾七両鉢下御年季過ギ、午未申三ヶ年増御上納ニて御渡し被下置候積り、御取極メ御窓被下置、去子年九月十六日御下知相済、金子才覚、調金ヲ以、同月中より御普請仕立ニ相掛リ、七分通り出来榮仕、其時々御見分之上、水引入候処、水乗合宣鋪御座候、其節皆出来可仕処、金子差支ニ付、残金之分百拾六両余之内、出来方ニ心シ候丈ヶ金子御渡被下度、御掛リ江川太郎左衛門様御役所へ兩度奉願上候処、其時々御窓被下置候得共、御下知ニ相違仕候儀、御取用難被成旨被仰聞、承知奉畏候、然ル処当御支配様へ御場所替ニテ、五ヶ年以前より御役處へ残金百拾六両余之内、八拾両御拌借御窓被下置候旨、數度奉願上候得共、御聞済無御座、差支、御普請相休罷有候内、山根險岨之場処、大雨之時々土砂崩落、井筋埋、數度取捨旁々相乗り、是迄種々才覚仕盡シ候上、最早質地等も無之、才覚調金手当テ無御座、必至ト差支、難儀至極仕候、無致方、私所持山烟・山林・家財・居屋敷無残壳、代替御積り金高ハ金主方へ引当仕、才覚調金ヲ以、漸々去年年十一月廿六日迄ニ皆出来、井筋水引廻シ場処

定奉行で、代官には添翰を願つてゐる。工事の完成に至るまでは、籠籠訴や駆込訴まで断行していたこともここから知られる。

五六七 田地手戻し仕りたきにつき小形山・川茂村役人ならびに井倉村徳兵衛より下金願書 寛政一一年(二十九)一〇月

乍恐書付を以奉願上候

甲州都留郡川茂・小形山両村方畠田成用水路御普請、井倉村徳兵衛相頼願之上御下知相済、御請負被仰付仕立取掛り年来相掛り、

漸々去午ノ十一月迄ニ皆致出来、仕用帳面相認差上御見分奉請、

手戻し場所は其節御日延致置、当春中御普請仕旬後ニ罷成候得

共、田作植附候所水保等宣敷、田作実法方至て宜敷御座候ニ付、

両村小前一同早度御田地ニ仕度、当秋より地統致地馴候様冬中水引入置申度乍恐奉存候、然ル所當八月二日御普請役小俣藤九郎様再御見分成被下置候節、井筋不足之場所、徳兵衛二同ニて手戻仕候様被仰付候ニ付、徳兵衛両村熟談仕、川茂下穴之内四尺七寸水下り御座候ニ付、字どうす岩迄間鋪堀尺掘、堀尺切開切下ケ手戻仕候筈、連印書付奉差上候、當時徳兵衛金子才覚調金手段無之、必至差支居手戻延引ニ罷成候間、御慈悲を以御下ケ金被為仰付候様、御窓被下置候様仕度奉願上候、麦作仕付片付次第、徳兵衛両村一同手戻仕、用水田水無滯引取、両村一同相助り難有仕合ニ奉存候、以上

御代官様御見分之上、仕用帳面相認メ奉差上候、猶又午未申三ヶ年増御上納ニテ御渡シ被下置、御目論見金高五百三拾三両、永四拾六文四分ハ此節御拝借ニ被成下置候様奉願上候、御返上之儀ハ地元両村へ御赦免之御年季明御上納金ニテ御引上被下置、他借井金主方、當時始末仕度、乍恐奉存候、猶又歎下武ヶ年御年延被成下置、田畠・山林・居屋敷・家財ニ相離レ、退転・大破之私、末々居屋敷相求メ、可成ニモ百姓相続仕度、再応願上、奉恐入候得共、必至ト行詰リ、致シ方無御座、難儀至極仕候間、不顧恐幾重ニモ奉願上候、御慈悲ヲ以書面之通り被為聞召分、願之通被仰付被下置候ハ、難有仕合ニ奉存候、以上

寛政十一年末三月

甲州都留郡井倉村

頼人 徳兵衛

【解説】前書之通、御奉行様へ御慈悲奉願上度候、何卒御慈悲ヲ以、御添翰被成下置、御差出シ奉願上候、以上

川崎平右衛門様

御役所

(井倉 小林金一家文書 水利・土木一六)

天明二年(二十九)から数えると一七年目のことである。この間に工事請負人の太郎左衛門改め徳兵衛は、資金調達のため田畠・居屋敷から家財まで貢入したり売却してしまった。そこで窮状打開のために救助を願つたのがこの史料である。宛先は代官ではなく勘行様

【解説】手戻しとは、いったん造成しながらも、その後の洪水等の災害によつて荒地となつた耕地を、復旧することをいう言葉と思われる。この史料は二ヶ塙の開発によつて造成された水田の手戻しを行つたために、工事費の下付を願つたものである。

川茂・小形山畠成用水路御普請増御入用金四百拾七両之儀は、鉢

下年季明子より辰迄五ヶ年ニ割合、壱ヶ年金九拾両宛、未年は五拾

七両御渡可被下置旨、去ル申年御下知之趣被仰渡請証文差上置候、

然ル處德兵衛儀右御普請ニ付多分之損金仕困窮致詰、殊ニ及老衰當

日をも凌兼、親類好身之者萬利之他借、或は田畠質入等を以致調達

貸與、右恩借を以御普請皆出来仕候處、此節返済不仕候ては年増利

金相嵩、金主共儀も窮窮者故徳兵衛同様及漸、存命罷有候詮も無

之、昼夜心痛仕候間、子より辰迄五年ニ被下置候増石代金四百拾七

両、此度御下金被成下、徳兵衛存生之内恩借之分返済仕度旨、御慈

悲奉願候ニ附御伺被成下候処、格別之御沙汰を以、川茂・小形山兩

村より老年金九拾両上納仕候増石代金を以、子より辰迄五ヶ年ニ徳

兵衛へ可被下置金四百拾七両、徳兵衛願之通此度操越御下金被成下

候旨、御下知之趣被仰渡難有承知奉畏、右金被成御渡篠ニ奉請取

候、然ル上は恩借之者共へ早速返金仕、大勢之金主共田畠等ニも不

相籬百姓相続仕、老年之徳兵衛存念も相届、莫太之御救と一同難有

仕合奉存候、依之御請証文差上申所、仍如件

享和三年十二月

甲州都留郡井倉村

〔請負人〕 諸人 徳治郎左衛門

〔證人〕 太兵衛 同断 八郎右衛門

川崎平右衛門様

前書被仰渡之趣、私一同罷出難有承知仕候、依之繼添印形奉差上候、以上

〔井倉 小林金一家文書 水利・土木一八〕
井倉村
名主 六兵衛

【解説】二ヶ堰の工事費用は、当初の見積りより金四一七両も多くかかった。この史料は、その増金が徳兵衛に下金になったときに作成された請証文である。

五六九 畑田成増上納金御預け下されたきにつき井倉村徳兵衛願書

文化二年(一八〇五)閏八月

乍恐以書付奉願上候

一御支配所都留郡井倉村徳兵衛奉申上候、私義当郡川茂・小形山兩村畠成之儀、多年難儀困窮仕、漸先 御代官様御丹精御威光を以、私願之通御普請皆出来仕、其上御請負金是又願之通、皆御渡被成下、難有仕合ニ奉存候、然ル處私義元来高三拾石余所持仕罷在候処、右御普請ニ所持之田畠・家財・諸道具等ニ至迄不残壳払、其外所々借用多分有之、金主へ対シ御普請出来之上は申証無之候間、御下ヶ金奉願上、諸借用不残相払、居屋敷地共、當時壱石程請戻、所持罷在候、右畠成、前段申上候通、誠ニ困窮難儀仕出来致、壱ヶ年金九拾両宛増御上納ニ相成候得共、此上出精致、年々普請心懸仕候ハ、猶又御益筋ニも相成可申と奉存候

御役所

〔井倉 小林金一家文書 水利・土木一〇〕

【解説】二ヶ堰の完成によって畠の田成が実現し、年貢も一年に金九〇両の増額となつた。この増上納金の五ヶ年分四五〇両を借用したいと、徳兵衛が願つたのがこの史料である。徳兵衛はこの金の運用によつて、二ヶ堰の普請の永久請負いと家計の助成を行いたいと願つてゐる。

五七〇 川茂・小形山村畠田成増上納金のうち一分通り下金につき

井倉村徳兵衛請証文

〔名主重蔵控〕

〔井倉村〕 川茂・小形山村畠田成増上納金のうち一分通り下金につき

但シ壱ヶ年分

甲州都留郡井倉村

百姓 徳兵衛

一金拾八両(當卯より拾ヶ年)
(行方)
金九拾両之武分通

之様仕可申候、尤先御支配中、右段奉願上候得共、増御上納両村上納相済候上、追て御願可申上旨、御利解被 仰聞候間、差控龍居候得共、最早両村増上納方之儀も年々上納仕候様罷成候儀ニ付、今般前段之通奉願上候間、右願之通御聞済被成下候ハ、両村畠成通水、永久御普請支無之、両村難儀ニも相成、私義も追々困窮難儀も相助、幾々御奉公筋ニも相成可申と偏ニ難有仕合ニ奉存候、右願之通御聞済被成下候様、御慈悲奉願上候、余は御吟味之節、乍恐口上を以御願可申上候、以上

文化二年丑 閏八月

御支配所

養笠之助様

切、井路押埋、樋類梓立等不残流失、御普請手戻ニ相成候内、去ル卯年國中一統大凶作、米穀高直ニ相成、人足扶持等入用夥敷相懸、

多分之内損相立、御年季通り御普請出来不仕、無拵御入用被下置度、再応奉願上、其節御普請役方御見分有之、其後猶又四百両、拾七両増御入用被下置候間、右を以漸出来仕候得共、用水路分ニ水乗兼、度々岩切穴切広、種々丹誠仕、畢竟百姓相続寔加之ため、御

奉公と一円ニ相心得、出精御普請相仕立、去ル子年より壱ヶ年金九拾両宛増御上納ニ相成、地元両村ニても米買入も相止、吞水差支無之様罷成、丹精規模相顯候得共、御入用金のみニては中々以引足不申、無余儀先祖より所持之田畠・山林・家屋迄質入等ニいたし、

御普請相仕立候儀ニ付、何分ニも可取続様無御座、無拵比上之相続方御慈悲奉願上候處、再応御糸之上、右段々之趣御勘考被成下、御

伺之上、川茂村・小形山西両村畠田成増上納金九拾両之式分通り、當卯より壱ヶ年金拾八両宛、拾ヶ年之間被下置候分、御下知之段被仰

渡、冥加至極、難有仕合ニ奉存候、尤右御年限中、畠田成場水不足、其外一方変地等ニて増上納金相減候ハ、御上納高ニ准シ、被

下金も相減候儀も可有御座、其節は猶又御伺之上、可被及御沙汰ニ旨被仰渡、是又承知仕奉畏候、依之御請証文差上申所、如件

文化五卯年十二月
蓑笠之助様
御役所

前書徳兵衛相続方、私共一同御慈悲奉願上候所、此度御伺之上、為

甲州都留郡井倉村

百姓

徳兵衛

甲州都留郡川茂村名主市左衛門外四人より、同州同郡小形山村名主八郎右衛門外四拾九人へ相掛、奉出訴候難済出入、訴訟方申立候

は、川茂・小形山西両村組合畠田成用水路之儀、文化元子年御普請所ニ被仰付、去ル卯年迄は御普請箇所半々ニ引分仕立、両村より式人

ツ・世話人差出、門役人足壱軒ニ付老人ツ、遣捨ニいたし、雜木其外諸色小前持高ヘ相掛、御入用米金を以、諸色代相払、御入用高ニ

五七一 川茂・小形山西両村組合畠田成用水路普請出入内済につき

〔解説〕口証文

〔大原畠田用水出入立済口書〕

文政八年(一八二五)四月

小形山 川茂両村「

差上申済口証文之事

いたし、門役ニ差出、右振合を以取計來候處、最初浮金割取之節は右用水掛之者より差出来候處、其後評儀之上、御普請箇所三分武小形山村、三分壱川茂へ引請候故、役高御扶持米人足は高掛を以差出度旨、相手方へ掛合候處、小形山村始、其外入作古川戸村外五ヶ村一岡承知ニ付、御普請仕立以前、人足触当、夫々罷出相勧候所、相手方変心いたし、一円差出不申、仕立方差支、右は御上様御法ヲ以被仰付候高御扶持米人足へ故障いたし、差出不申候哉、難得其意、且御勘定様御普請役様御休泊、水夫入用、其外急破自普請入用、并右用水路下谷村長生寺地内を引取候地代金管分ツ、可差出分、都て御普請ニ付相掛候入用、去年年分金四両可差出分出金不仕、兎角押掠、我意增長仕候ニ付、御吟味之上、以來御普請村役御扶持米人足并出金方、其外自普請堰浚人足とも、夫々高役を以差出候様被仰付度旨、其外品々訴上之、且又相手方差上候は、去ル子年川茂・小形山兩村畠田成用水路、組合御普請所ニ相成候段相違無御座、右御普請仕立方之儀、川茂村より申談候は、畠田成高之内、三分武小形山と万事割合候得共、諸色代其外は御入用米金を以払方仕、人足貢銀は両村共割合不致、浮金ニ相成居、右金子武ノ割ニいたし候上、村限引取、人足へ割度旨、是又川茂村より及無心候得共、相断候所、訴訟方村方は是迄用米金を以払方仕得共、右御普請丈夫ニ出来候上は、難儀相凌候故、両村高役人足は門役ニて差出候様致度旨及掛合、右は水元之儀ニ付、無余儀承知

御手当、当卯年より金拾八両宛、拾ヶ年之間被下置候段被仰渡、一同難有仕合ニ奉存候、以上

右村

名主 六兵衛

組頭 五郎左衛門
百姓代 六左衛門

(川茂 天野正之家文書 九)

願上、御檢見入之節は御上様御慈悲以、右増定石之内御減被
り、定直段ニテ上納仕来候処、今般元烟米本途之分、定石代之内ヘ
御組込ニ相成候ニ付、右段惣百姓へも申聞候処、一同先年より御上
仰付候得共、平年ニは矢張両村ニテ右定石米七拾六石五斗ニ立戻
歎候ニ付、右之段乍恐御歎願奉申上候間、何卒先例之通り、畠田成
元烟米之儀は畠米本途之内ニ被成下、外増定石代米七拾六石五斗は
則定御取米ニ相限り候處、右ヘ元烟米御組込ニ相成候ては、乍恐不
定石代ニ相成候間、右元烟米之儀は先例之通り、畠米御直段被仰
付、定石代七拾六石五斗之儀は定直段金壺両ニ付八斗五升替、代永
九拾貫文宛、定石代定直段ニテ 御代官様御代々皆済御目録頂戴罷
在候通り被仰付被下置度、幾重ニも奉願上候間、何卒格別之以御
慈悲ヲ、右之段被為聞召訳、先例之通り被仰付被下置候ハヽ、広

都留郡	川茂村	利兵衛印
名主	百姓代	久兵衛印
小形山村	六	右衛門印
主名	左衛門印	
同郡		

天保十一年七月
畠田成場
破免御引糸付奉差上候控写
川茂村
小形山村
乍恐以書付奉申上候

右は御支配 江川太郎左衛門様御役所へ、右始末願書差上候処、御
手代柏木平太夫様并ニ大山幸吉様御掛りニて、御伺之上御下知相
済、右願之通り、当子六月十三日於谷村御役所ニ被仰渡、先例之
通り御引居ニ相成、依之為後鑑、兩村へ写控置申候、以上

文化五辰年
文政八酉年
天保四巳年
野田松三郎様
吉川栄左衛門様
柴田善之丞様

五七一 川茂・小形山西村より畠田成地の年貢の件につき願書なら
びに書付控

(端裏書) 天保一(一八四〇)年五月・七月
「天保十一(一八三二)年五月 畠田成元 畠米ニ付奉差上候願書控 川茂
乍恐以書付奉願上候

御支配所川茂・小形山西村畠田成増定石代之儀、文化元年
代官川崎平右衛門様御支配之節、御勘定御奉行所へ御伺之上、川
茂・小形山西村畠田成場所元畠米本途之外ニ、増上石代として米七
拾六石五斗、但定直段金壱両ニ付米八斗五升替ニテ、川茂村より代
永三拾武貫三百七拾五文、小形山村より代永五拾七貫六百武拾五
文、合代永九拾貫文宛、同年より年々上納可仕官、御下知相済候節

右済口証文 御勘定御奉行御月番曾我豊後守殿御開済之旨 石和
於 御役所、西六月二日、公事方岩佐幸兵衛を以、被 仰渡候、以
上
西六月

彦助

同 六年 井上十左衛門様
同 七年 西村貞太郎様
同 八年 御同人様
同 九年 江川太郎左衛門様

付箋
此後
天保十四卯年 佐々木道太郎様御預之節、御伺之上、御引
方被 仰付候事

 右之通御引方被仰付候間、不熟之年は是迄之通御引方被仰付、山付
之貧村安心相続罷成候様、御仁惠奉願上候、依之起立より御引方
之始末、以書付奉申上候、以上

天保十一子年七月 都留郡 小形山村
百姓代 源右衛門印
組頭 仁兵衛印
名主 六左衛門印
川茂村
百姓代 六右衛門印
組頭 吉郎兵衛印
名主 理兵衛印
江川太郎左衛門様
谷村
御役所

【解説】二ヶ堀によって造成された畠田成地の年貢をめぐる史料で
(川茂
阪本太郎家文書 八)

ある。一つは、元畠米を定石代に組み込もうとする領主の意向に対して、先例の踏襲を望む村側の願書であり、いま一つはこれまでに定免が破免された年の書上である。